

【ブロック塀等改善事業 補助対象工事イメージ図】

本図はイメージ図のため具体的な補助対象の該否については交付申請時に審査します。

凡例 既存部分：■ 撤去部分：□ 新設部分：□

<p>パターンA</p> <p>塀</p>		<p>除却※1</p>	<p>新設</p>
<p>パターンB</p> <p>塀 + 擁壁・土留め (敷地が低い場合)</p>		<p>除却※1</p>	<p>新設</p>
<p>パターンC</p> <p>塀 + 60cm以下の 擁壁・土留め</p>		<p>除却※1</p>	<p>新設</p> <p>【鉄筋コンクリート・コンクリートブロックの擁壁・土留め】</p> <p>新設</p> <p>【大谷石・間知等の擁壁・土留め】</p> <p>新設</p>
<p>パターンD</p> <p>塀 + 1m以下の 擁壁・土留め</p>		<p>除却※1</p>	<p>新設</p>
<p>パターンE</p> <p>塀 + 1m超の 擁壁・土留め※3</p>		<p>除却</p>	<p>新設工事は、原則、補助対象外</p> <p>(2m以下の鉄筋コンクリート・大谷石・間知の擁壁・土留めの場合は、補助対象になる場合があります。詳細はご相談ください。)</p>

幅員が4m未満の道路等に面する場合、道路等の中心から2m以上後退が必要ことがあります。

※1 ブロック塀等の除却後は、道路等からブロック塀等の上端までの高さを1m未満にする必要があります。

※2 擁壁・土留めの上に増積したコンクリートブロックや、擁壁・土留めの上に残った既存ブロック塀等を基礎とし軽量なフェンスを新設する場合は補助対象外となります。なお、新設する軽量なフェンス等は、原則として、擁壁・土留めの上端から後退する必要があります。

※3 1m超の擁壁・土留めの改善には、「横浜市崖地防災・減災対策工事助成金制度」がご利用になれる場合があります。